

第143回 船橋市都市計画審議会

議案 第1号

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置

(付議)

・栄町地区

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 株式会社 ログ 代表取締役 金田 彰	船橋市栄町 2丁目2-5	5,781.36 m ²	準工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、JR船橋駅から南南西へ約1.8キロメートル、国道357号から南へ約160メートルの位置にあり、都市計画区域内の準工業地域である。

敷地への主要な搬出入路は、幅員9.0メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

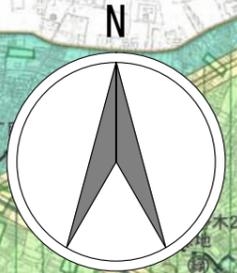
破砕施設（2基）

木くず 858.72 t／日

廃プラスチック類 520.32 t／日

3 建築物 新築 3 棟

位置図 1:20,000



凡例

	市道
	国道
	高速道路
	鉄道

凡例		建蔽率	容積率	例
都市計画の種類	表示			
市街化区域				第一種高度地区(20m)
市街化調整区域				第一種高度地区(31m) (注1)
第一種低層住居専用地域(10m)		40	80	第二種高度地区(20m)
第一種中高層住居専用地域		50	100	第二種高度地区(31m) (注2)
第二種中高層住居専用地域		50	150	高度利用地区
第一種住居地域		60	200	特定街区
第二種住居地域		60	200	防火地域
準住居地域		60	200	準防火地域
近隣商業地域		80	200	風致地区
商業地域		80	300	駐車場整備地区
準工業地域		60	200	臨港地区
工業地域		60	200	生産緑地地区
工業専用地域		50	200	促進区域
				市街地再開発促進区域
				土地区画整理促進区域
				都市計画道路
				都市計画公園・緑地
				都市施設
				都市計画公園・緑地
				開市発事業区域
				新住宅市街地開発事業区域
				市街地再開発事業区域
				地区計画区域
				宅地造成工事規制区域

500m

